

内部部局等の職員及び派遣勤務者の健康管理の実施に関する訓令を次のように定める。

昭和 30 年 6 月 6 日

防衛庁長官 杉 原 荒 太

内部部局等の職員及び派遣自衛官等の健康管理の実施に関する訓令

改正 昭和 36 年 2 月 20 日庁訓第 7 号
昭和 37 年 10 月 12 日庁訓第 64 号
昭和 37 年 11 月 1 日庁訓第 73 号
昭和 57 年 4 月 30 日庁訓第 19 号
昭和 59 年 6 月 30 日庁訓第 37 号
昭和 60 年 4 月 6 日庁訓第 19 号
昭和 63 年 4 月 8 日庁訓第 12 号
平成 13 年 1 月 6 日庁訓第 2 号
平成 14 年 2 月 27 日庁訓第 2 号
平成 18 年 3 月 27 日庁訓第 12 号
平成 18 年 7 月 28 日庁訓第 83 号
平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号
平成 19 年 8 月 30 日省訓第 145 号

(病院及び医務室の使用等)

第 1 条 防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部若しくは防衛監察本部又は地方防衛局（以下「内部部局等」という。）の健康管理者は、防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和 29 年防衛庁訓令第 31 号）の規定に基づき被管理者の健康管理を実施するため必要があるときは、陸上自衛隊の駐屯地司令、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊及び機関の長、自衛隊中央病院長又は自衛隊地区病院の病院長（以下「駐屯地司令等」という。）と協議の上、その管理する病院又は医務室の建物の一部、設備、機械若しくは器具を使用し又は医師、歯科医師、看護師等の職員の技術的援助を受けることができる。

2 駐屯地司令等は、内部部局等の健康管理者から前項の協議をうけたときは、患者の診療業務に支障がない限り、これに応じなければならない。

(内部部局等に勤務する職員の医務室診療)

第 2 条 診療所である医務室を管理する駐屯地司令等は、その管理する施設又は近接地に所在する内部部局等に勤務する職員の診療について、当該職員の属する俸給支給機関の長又は公務災害補償実施機関の長から依頼があつたときは、別に陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）が内部部局等の長と協議して定めた実施要領により診療を行わせるものとする。

(派遣自衛官の健康管理)

第 3 条 派遣自衛官の健康管理は、派遣先において行なうものとする。

(実施方法の統一)

第 4 条 各幕僚長は、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊（以下「各自衛隊」という。）相互間における勤務者の健康管理の実施方法で統一を要するものについては、相

互に協議の上あらかじめ協定しておくものとする。

(内部部局等における実施特例)

第 5 条 各幕僚長は、派遣自衛官の健康管理で、各自衛隊における実施の統一を図る必要があると認めるもの又は当該内部部局等に医務室がないため健康管理の実施に支障があるものについては、第 3 条の規定にかかわらず当該内部部局等の所在地又は近接地に所在する部隊等の健康管理者をして行わせることができる。この場合各幕僚長は、実施範囲、実施要領等について当該内部部局等の長と協議するものとする。

(入所及び入校等の場合)

第 6 条 防衛研究所に入所又は防衛大学校、統合幕僚学校、各自衛隊の学校若しくは教育部隊に入校若しくは教育入隊した自衛官の健康管理については、派遣自衛官の場合に準ずるものとする。

附 則

この訓令は、昭和 30 年 6 月 6 日から施行する。

附 則 (昭和 36 年 2 月 20 日庁訓第 7 号)

この訓令は、昭和 36 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 37 年 10 月 12 日庁訓第 64 号)

この訓令は、昭和 37 年 10 月 12 日から施行する。

附 則 (昭和 37 年 11 月 1 日庁訓第 73 号) (抄)

1 この訓令は、昭和 37 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 4 月 30 日庁訓第 19 号)

この訓令は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 6 月 30 日庁訓第 37 号) (抄)

1 この訓令は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 4 月 6 日庁訓第 19 号)

この訓令は、昭和 60 年 4 月 6 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 4 月 8 日庁訓第 12 号)

この訓令は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 1 月 6 日庁訓第 2 号) (抄)

1 この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 2 月 27 日庁訓第 2 号) (抄)

この訓令は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 27 日庁訓第 12 号) (抄)

1 この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 7 月 28 日庁訓第 83 号) (抄)

1 この訓令は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 8 月 30 日省訓第 145 号) (抄)

1 この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。